

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条の3第2項の規定により、等級及び職制ごとの職員数について公表します。

木曽岬町長 加藤 隆

等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和7年4月1日現在)

行政職給料表(一)により給与を支給する者

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合 計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	人	(人)	(%)	段階
7級	統括監、参事の職務	0	0.0%	統括監	0	0	0.0%	参事級
6級	会計管理者、課長、事務局長 課長副参事、園長の職務	13	21.0%	会計管理者 課長 課長副参事 園長	1 7 4 1	13	21.0%	課長級
5級	調整監、課長補佐、副園長の職務	9	14.5%	課長補佐 調整監	8 1	9	14.5%	課長補佐級
4級	主幹、係長の職務	8	12.9%	主幹 係長	4 4	16	25.8%	係長・主任級
3級	主任の職務	8	12.9%	主任	8			
2級	主事の職務	19	30.6%	主事	19	24	38.7%	係員
1級	定型的な業務又は補助的な業務を 行う職員の職務	5	8.1%	主事補	5			
合 計		62	100%		62	62	100%	

※特別職、技能労務職その他臨時職員等は含みません。